

令和元年度島尻教育研究所
適応指導教室「しののめ教室」入室要項

1. 目的

心理的要因等によって登校できない児童生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定、学習の補充、基本的生活習慣の改善のための相談・適応指導(学習指導を含む)を行うことにより、学校復帰を支援する。

2. 入室対象児童生徒

島尻地区内小中学校に在籍し、心理的要因等によって登校できず、学校適応を促進するためしののめ教室での指導が望ましいと判定された児童生徒(糸満市、豊見城市を除く)

3. 入室条件

- (1) 学校長が「しののめ教室」における指導が望ましいと判定した児童生徒であること。
- (2) 本人に「しののめ教室」に通室する意志があること。
- (3) 保護者による「しののめ教室」への送迎が可能であること。

4. 学校、教育委員会との連携に関すること

(1) 学校

- ①チェックリストで確認をした上で入室検討を行う。
- ②各学校において児童生徒・保護者との話し合いを十分に行い、入室を申請する。
- ③入室後は、「しののめ教室」担当者との連携を密に行う。
- ④学級担任は「しののめ教室」への定期的な訪問及び学習面等の支援を行う。
(児童生徒との相談活動、担当者との情報交換や定期テストの連絡等)
- ⑤入室児童生徒については、心理的状況や学習状況に配慮しつつ、原籍校と密接に連携を持ち指導を行う。
- ⑥入室児童生徒の原籍校への登校相談を計画的に行うものとする。

(2) 市町村教育委員会

- ①教育委員会は、児童生徒にとって最も望ましい対応について十分に検討する。
- ②教育相談員は、児童生徒の学校復帰へ向けて訪問活動を通して支援を行う。

5. 開室及び閉室について

- (1) 通室児童生徒の原籍校の市町村教育委員会、学校管理規則に基づいて教室の開閉を行う。
- (2) 原則として、原籍校の登校日にしたがって登室する。但し児童生徒の状況に応じてしののめ教室への振替登室も可能とする。

6. 教室見学及び入室相談について

- (1) 見学、相談の時間は、原則として午後3時から5時とする。

7. 入室申請先

- (1) 入室に関わる書類をそろえ、教育研究所所長あてに送付する

8. 入室申請方法

次ページ詳細

入室申請書提出先

〒901-0401 八重瀬町字東風平965番地
南部広域行政組合島尻教育研究所 所長 宮城末義
TEL 998-9561 FAX 998-9420
(問い合わせ先) 当真 由紀子

8. 入室申請方法

チェックリストにて体験入室の検討

学校で入室に関する話し合い

- ・入室条件を確認し、学校長が判断する。
- ・本人・保護者・学校で話し合いを行う。

教室見学(要電話予約 校長または教頭) 本人・保護者・担任(または学校関係者)で見学

体験入室申請書提出

- ・保護者(様式1)→学校(様式2)→しののめ教室
- ・添付書類は、①家庭調査票②時間割③学校行事年間計画④月行事⑤日課表

入室前面談

- ・「しののめ教室」で入室に関する説明を行う。
- ・参加者は、保護者・担任・学校関係者

体験入室 ・2～4週間程度の体験を行う。

正式入室申請書提出 学校(様式3)→教育委員会(様式4)→しののめ教室

入室判定 入室判定委員会にて入室の判定を行う。

学校・教育委員会へ判定結果説明・通知

- ・しののめ教室より説明・通知→学校・教育委員会→保護者
- ・入室可→学校復帰の取り組みについて話し合う。
- ・入室保留→対応や支援体制について再度検討してもらう。
- ・保留となった場合は、体験入室を続け、後日再判定を行う。

正式入室

- ・学校復帰に向けた取り組みを行う。
(学習支援・相談活動・体験活動)

継続申請について

- ・学校・保護者・本人で話し合い、継続申請の検討をする
- ・しののめ教室の利用の仕方について三者で話し合いを行う
- ・学校復帰に向けての短期目標やその方法について話し合う
- ・担任以外でしののめ教室に関わる職員を決める
- ・学校(様式5)→教育委員会(様式6)→しののめ教室